

令和7年（行ウ）第20号、同第32号 地位確認等請求事件

原告 株式会社長澤薬品ほか2名

被告 国（処分行政庁 厚生労働大臣）

訴えの追加的変更申立書（2）

令和7年10月24日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 西 浦 善 彦

同 平 裕 介

同 佐々木 悠 太

原告は、民事訴訟法第143条第1項に基づき、上記事件について訴えの追加的変更を申し立てる。

当事者の表示 訴状別紙当事者目録記載のとおり

地位確認等請求事件

訴訟物の価格 160万円

追加貼用印紙額 6000円

第1 追加する請求の趣旨

原告らは、訴状記載の請求の趣旨1項の請求及び令和7年7月14日付訴えの追加的変更申立書記載の予備的請求1項の請求が認容されることを解除条件として、「追加する請求の趣旨」1項の請求（予備的請求2）を追加する。

- 1 原告らは、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、原告らが経営する薬局に在籍する薬剤師において医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合には、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決を求める。

第2 予備的請求に係る請求の原因

1 当事者

訴状第2の1（2～3頁）に記載のとおり。

2 事案の概要

訴状第2の2（3頁）に記載のとおり。

3 医療用医薬品の分割販売及びその広告に関する規制

訴状第2の3（3～8頁）に記載のとおり。

4 薬局医薬品通知及び令和4年通知による販売及びその広告に関する諸規制は、薬機法の趣旨を超えた制限であること

訴状第2の4（8～14頁）に記載のとおり。

5 憲法上の権利の侵害

訴状第2の5（14～18頁）に記載のとおり。

6 原告らによる予備的請求2が認容されるべきこと

（1）原告らは、訴状記載の請求の趣旨1項の請求として、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることの確認を求めている。

（2）これに対し、被告は、令和7年6月30日付準備書面（1）において、薬剤師が薬機法及び薬機法施行規則に基づき「必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること」が義務付けられていることから（薬機法第36条の4、同法施行規則第158条の8第1項第7号等）、本件販売地位確認請求は受診勧奨の「必要」があると判断される場合を含めて無条件に受診勧奨を行わない地位の確認を求めるものであり、法令の規定に照らし認められない旨を主張した。

（3）この被告の主張を踏まえ、原告らは令和7年7月14日付訴えの追加的変更申立書（予備的請求1）において、「原告らにおいて医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合」を要件とする予備的請求を追加した。

(4) しかしながら、被告は、令和7年10月3日付準備書面(2)第1の2(2)イ(5～6頁)において、薬局開設者たる法人にすぎない原告らは、「医師の受診勧奨の必要性がないと判断」する主体となることはなく、受診勧奨の必要性を判断する主体は薬剤師である旨の主張をした。かかる被告の主張は、薬局医薬品の販売に際して受診勧奨の要否を判断する主体が、現場で顧客に対応し薬学的知見を有する薬剤師にあるという点で、法令(薬機法施行規則第158条の8第1項第7号等)の趣旨を踏まえたものと考えられる。

(5) そこで、原告らは、追加的に、主請求及び予備的請求1がいずれも認容されないことを解除条件とする予備的請求2として、受診勧奨の必要性を判断する主体が、原告らが経営する薬局に在籍する薬剤師であることを明記し、その薬剤師において受診勧奨の必要がないと判断される場合には、受診勧奨を行うことなく処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことができる地位の確認を求める。

この予備的請求2は、薬機法第36条の4第1項及び第4項並びに薬機法施行規則第158条の8第1項第7号及び第158条の9第5号が定める「必要に応じて」医師の受診勧奨を行う義務を、薬剤師の専門的判断に基づき免れることができる地位の確認を求めるものであり、法令の規定に適合する範囲で、本件各通知(薬局医薬品通知及び令和4年通知)によって課せられた過剰な義務を免れる地位を確認するものである。

(6) したがって、予備的請求2は理由があるものといえるから、原告らによる予備的請求2が認容されるべきである。

7 原告らによる請求の追加的併合の要件を満たすこと

民事訴訟法第143条に基づく訴えの変更の要件は、①旧訴と新訴との間に請求の基礎に変更がないこと、②著しく訴訟手続を遅滞させないこと、③口頭弁論の終結前であることである。

本件では、予備的請求2の場合と同様に、旧訴（訴状記載の請求の趣旨1項の請求）と新訴（予備的請求2）の両請求の争点は殆ど共通しているほか、被告も同一であり、旧請求についての訴訟資料や証拠資料を新請求の審理に利用することが期待できる関係にあることが明らかであることに加え、各請求の利益主張が社会生活上同一ないし一連の紛争に関するものといえ、さらに、旧訴と新訴とは同じく実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法第4条）であり同種の訴訟手続といえることから、①旧訴と新訴の間に請求の基礎に変更がないものといえる。また、②も③も問題なく満たすことから、本件ではかかる3要件をすべて満たす。

したがって、民事訴訟法第143条の要件を満たすことから、原告らによる予備的請求1の追加的併合は許されるものというべきである。

第3 結語

よって、原告らは、行政事件訴訟法第4条後段（実質的当事者訴訟）に基づき、訴状記載の請求の趣旨1項の請求及び予備的請求1がいずれも認容されることを解除条件として、「追加する請求の趣旨」1項記載の判決を求める（予備的請求2）。

以 上